平成３０年（フ）第２６０号
京都市右京区西京極南大入町54番地の３
債務者　矢島　　昇
1　決定年月日時　平成30年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　青木　一雄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月５日午前11時45分
5　免責意見申述期間　平成30年８月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第４２４号
京都府向日市物集女町森ノ上18番地　ｔｒｅｓ　１号室、前住所京都市右京区嵯峨二尊院門前善光寺山町16番地８
債務者　辻本　　勲
1　決定年月日時　平成30年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高山　博司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月５日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年８月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第４３４号
京都市南区梅小路通猪熊西入戒光寺町184番地
債務者　田中　幹人
1　決定年月日時　平成30年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　粟野　浩之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月５日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成30年８月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第７８号
長崎県長崎市岩川町15番３号　内藤アパート201、旧住所長崎県長崎市上銭座町15番５号
債務者　須崎　正幸
1　決定年月日時　平成30年６月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　梅本　國和
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月29日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年８月24日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第１２８号
長崎県長崎市茂木町１番地102
債務者　福島　正人
1　決定年月日時　平成30年６月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　力武　伸一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月５日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年８月24日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第８７０号
神奈川県藤沢市亀井野3333番地　コスモス湘南301、前住所神奈川県藤沢市長後1225番地の１　レーベンスクエア藤沢プレイジアム1019
債務者　濱田　一郎
1　決定年月日時　平成30年５月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐野　高王
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月28日午前11時10分
5　免責意見申述期間　平成30年８月27日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第９５号
愛知県一宮市萩原町西御堂字虫祭２番地　県営西御堂住宅２棟406号
債務者　早川　　保
1　決定年月日時　平成30年５月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大野　秀司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月10日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年８月27日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成３０年（フ）第９１号
福井市浜島町第８号60番地
債務者　小玉　新次
1　決定年月日時　平成30年６月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　桑野　陽壮
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月11日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年８月28日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１６５３号
愛知県小牧市大字北外山1804番地４　ジョワイユＢ１号、従前の住所愛知県小牧市曙町51番地　ハイツ久郷303号
債務者　大西裕一朗
1　決定年月日時　平成30年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　筒井　康之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月11日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成30年８月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第１９７０号
大阪府東大阪市永和２丁目３番18号　702号
債務者　小橋　資郎
1　決定年月日時　平成30年５月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤岡　　亮
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月13日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年８月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２９号
宮崎市曽師町135番地５
債務者　松岡　和孝
1　決定年月日時　平成30年６月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　戸髙　雅志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月31日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年８月30日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第３２号
沖縄県浦添市屋富祖２丁目15番13―301号　シティハイツＹＡＦＵＳＯ
債務者　壽　　敏浩
1　決定年月日時　平成30年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　與那嶺　敏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月13日午後４時
5　免責意見申述期間　平成30年８月30日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成３０年（フ）第２８号
富山県高岡市立野454番地、前住所富山県高岡市立野131番地７
債務者　大道歯科医院こと　大道　素夫
1　決定年月日時　平成30年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷口　　央
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月６日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成30年９月５日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成３０年（フ）第７６５号
名古屋市瑞穂区彌富町字清水ケ岡47番地の１　ラ・メール清水ヶ岡105号、住民票上の住所愛知県小牧市大字池之内3374番地１
債務者　小島　弘道
1　決定年月日時　平成30年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　恒川　直久
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月19日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成30年９月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第１１１号
長崎県長崎市愛宕１丁目１番17号、住民票上の住所長崎県長崎市油屋町２番15号　雄貴ビル501号
債務者　本田　靖博
1　決定年月日時　平成30年５月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　尚志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月12日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成30年９月５日まで
長崎地方裁判所民事部破産係